平成２２年（フ）第３３８号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８番23号グリーンコート306号
債務者　梅山　智晴
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目３番46―84号
債務者　松岡美和子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目23番23号
債務者　山﨑ゆう子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田727番地153
債務者　福留　和廣
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
鹿児島県鹿児島市中山町5154番地５
債務者　田原春昭人
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目22番26号
債務者　平井由紀美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
鹿児島県鹿児島市甲突町16番11号楠元アパート２Ｆ201号
債務者　向井　弘文
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
沖縄県那覇市辻２丁目１番23号　古堅方
債務者　瑞慶覧千恵子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７５号
秋田県潟上市天王字北野232番地53、前住所
秋田市土崎港相染町字中谷地３番地37
債務者　中川　正人
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６号
秋田県潟上市天王字北野232番地53、前住所
秋田市土崎港相染町字中谷地３番地37
債務者　中川　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８号
秋田市外旭川字八幡田299番地５
債務者　松橋真理子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８２号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目８番43号　レジデンス秋南107号
債務者　菅原久美子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８５号
秋田県男鹿市船川港船川字外ケ沢10番地11
債務者　目黒　正明
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０２号
秋田市八橋大沼町９番19号
債務者　石黒　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
石川県能美市山口町ホ92番地８、住民票上の住所石川県小松市吉竹町よ27番地１
債務者　西川　京子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３３６号
徳島県小松島市金磯町５番18号
債務者　田中　陽奈
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４４号
徳島県板野郡上板町瀬部350番地
債務者　眞鍋　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2326番地
債務者　鶴　　直子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係